高知県子ども・子育て支援会議運営要領（案）

**資料１**

　（趣旨）

第１条　この要領は、高知県子ども・子育て支援会議設置条例（平成25年高知県条例第30号）第８条の規定に基づく高知県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（代理人の出席等）

第２条　会長は、構成員が会議に出席できない場合であって、当該構成員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

２　代理人は、会議に出席し、発言することができる。

（支援会議の庶務）

第３条　支援会議の庶務は、高知県地域福祉部少子対策課において処理する。

　（雑則）

第４条　この要領に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成25年　月　　日から施行する。